

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 31 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
市区町村

こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」の一部改正について

平素より、障害児支援行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【主な改正点】

- 通所給付決定について、支給申請前に必要な情報収集を行うこと及び会議体での協議を踏まえて決定することが望ましいことを追記
上記の改正事項は令和 8 年 4 月からの給付決定事務の変更を依頼
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴う、就労選択支援と他のサービスとの同一日の利用について追記
- 市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託しており、契約内容情報を別途管理する必要がない場合に、契約内容報告書の提出を省略できることを追記

【留意事項】

- 障害児通所給付費の給付決定事務に係る面接等においては、申請者が事業者側の誇大広告（障害を治せる等）、契約対価として金品提供（契約者にクオカード進呈広告）等に惑わされていないか確認し、利益供与等の禁止（基準省令 49 条）の解釈通知における保護者の意思決定を歪めるような利用者誘因行為を行う事業所を発見した際に、指定権者と国に情報提供することが望ましい。